

専攻建築士制度に関わる基本合意書

平成17年3月15日

今日、日本の建築界は、建築士法が制定され50数年が経過したが、その間に、焼け跡からの復興、驚異的な経済成長、国際都市への成長などといった、激変の時期を経て、更に、今後少子高齢化社会への移行、地球環境への先導的取組みといった困難な時代を迎えている。

このような時代の変化に対応し、建築においてもスクラップアンドビルドからストックの有効活用へと移行してきている。建築行政においても、既存建築ストックに対する合理的な対応への建築基準法改正、定期報告制度の強化・充実、危険な建築物への行政指導の強化等を行っている。民間建築活動においても、徒に建て替えることなく、適切な維持保全の推進とともに、コンバージョン、耐震改修、ハートビル改修、省エネ改修等の改修・リニューアルが進められてきている。

既存建築ストックを適正に維持保全し、改修・リニューアルするためには、建物を主として新築する時に必要な知識の他に、対象建物の現状を把握・確認するための診断技術と建築技術史等からの推測といった経験的知識・技術が必要である。また、改修・リニューアル工事の時も、新築する時には殆ど考えていないような、既存建築物の実態に相応した設計や改修に関する専門的技術知識が必要である。

このようなことから、既存建築ストックに関わる「診断・改修」業務は、新築に関する業務にさらに附加された知識・技能を必要とする業務であることを考慮しなければならない。

今般、(社)日本建築士会連合会(以下、「士会連合会」と(財)日本建築防災協会(以下、「建築防災協会」)、(財)日本建築設備・昇降機センター(以下、「設備・昇降機センター」)、および(社)建築・設備維持保全推進協会(以下、「BELCA」)の建築ストック対策3団体(以下、「ストック対策3団体」)は、建築士が責任を持って得意の専攻領域を宣言し、社会に信頼される資格者として専門分野を明示するとともに、自己研鑽により専門性を高めるといった専攻建築士制度の趣旨を確認し、今後さらに重要となる改修・リニューアルといった既存建築ストックの有効利用を推進し、建築士の的確な業務遂行のために、制度の運営に協力して取り組むこととした。

そのためここに、士会連合会とストック対策3団体は専攻建築士制度について、以下に示す内容で基本的に合意する。

- 1) 士会連合会が提唱する専攻建築士制度の中で、「診断・改修」の限定表示はストック対策3団体が認定する資格制度と、その目的において同じ方向性のものと認める。
- 2) 前項におけるストック対策3団体が認定する資格制度とは、次の5つの資格制度(以下、「ストック対策5資格」)をいい、また、対応する専攻領域は「生産専攻建築

士」とする。

建築防災協会が認定する「特殊建築物等調査資格者」

設備・昇降機センターが認定する「建築設備検査資格者」

BELCA が認定する「建築仕上診断技術者（仕上 BD）」

BELCA が認定する「建築設備診断技術者（設備 BD）」

BELCA が認定する「建築・設備総合管理技術者」

- 3) ストック対策 5 資格の有資格者である建築士が生産専攻建築士を登録する場合、「診断・改修」の限定表示を表示することを、それぞれの資格の認定機関と士会連合会とが相互に認める。限定表示の方法は、生産（診断・改修）専攻建築士とする。
- 4) 設計専攻建築士、構造専攻建築士（専門分野表示を実施する場合）において専門分野表示の例示として「診断・改修」を認める。専門分野表示の方法は
設計専攻建築士 診断・改修
構造専攻建築士 診断・改修 とする。
- 5) 専攻建築士は平素から資質向上に努め、一定期間ごとに更新するための条件として、継続能力開発（CPD）を課すことになっている。
ストック対策 3 団体は「診断・改修」にかかわる資質向上のための講習等を積極的に実施し、資格者が CPD を取得する機会を提供することとする。また今後ストック対策 5 資格についてストック対策 3 団体が継続能力開発を行う場合は、専攻建築士制度との相互承認について個別団体ごとに協定を結ぶこととする。
- 6) 将来において、専攻建築士の名称・区分を検討する機会が生ずる際は、建築ストックの状態及びその活用状況を勘案した専攻領域を検討する。

（財）日本建築防災協会

理事長 岡田 恒男

（社）日本建築士会連合会

会長 宮本 忠長

（財）日本建築設備・昇降機センター

理事長 久保 敏行

（社）建築・設備維持保全推進協会

会長 高木 丈太郎